

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 12 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 9 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 23 件 |
| 国民年金関係 | 13 件 |
| 厚生年金関係 | 10 件 |

第1 委員会の結論

申立人の平成19年4月から20年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月から20年3月まで

私は、平成18年4月にA大学に入学し、2年生になる直前の19年3月ごろ、大学からの案内で、役所の職員が学生の保険料納付特例の免除申請の説明とその受付をするために大学に来ることを知り、後日職員が大学に来た時に申立期間の免除手続をした。

申立期間の前後はすべて学生の納付特例により免除期間となっているので、申立期間のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A大学2年生になる直前の平成19年3月ごろ、大学に来た役所の職員に、申立期間の学生納付特例の免除申請を行ったと主張しているとおり、同大学では、「社会保険事務所（当時）の職員による学生納付特例の説明等は毎年実施しており、平成19年には、同年2月、同年6月及び同年11月に、2日間ずつ行った。」としており、申立人が免除手続を行ったとする時期とほぼ一致する。

また、申立人は、平成17年*月*日の20歳到達時に国民年金の被保険者資格を取得後、A大学に在籍していた平成18年度から21年度までの4年間のうち、申立期間を除きすべて学生納付特例の免除期間となっていることから、申立期間のみ免除申請の届出を失念することは考え難い。

さらに、学生納付特例に係る申請があった場合には、B年金事務所では、「説明会等の出張先にオンラインシステム窓口装置を携帯しない場合は、申請年度以外の申請書であってもいったん受け付けている。」としている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金

保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで
② 平成元年 3 月

私は、大学院を卒業後、海外にしばらく滞在し、昭和 61 年 7 月に日本に帰国した際、親の勧めにより国民年金に加入した。

国民年金加入後も平成 2、3 年ごろまでは、1 年の間に数か月間海外に滞在することがあり、日本を出入国することが頻繁であったが、自宅に女性が集金に来るたびに保険料を納付しており、未納があると言われた時もすべて払ってきた。

その後も、平成 12 年ごろまでの間に何度も未納分の納付勧奨があったが欠かさず納付しており、全納しているはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、申立期間の前後の期間において、昭和 63 年 5 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料を時効直前の平成 2 年 4 月 11 日に過年度納付し、また、元年 4 月から 3 年 3 月までの 2 年分の保険料を 6 日後の 4 月 17 日に一括納付していることが確認できることから、申立期間②の平成元年 3 月分の保険料も一緒に納付したと考えるのが自然である。

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和 62 年 6 月から 9 月ごろに払い出されたと推定され、申立人は、国民年金の加入手続を行った際、現年度分となる 62 年 4 月分からの保険料納付の免除申請を行ったものの、申請免除手続は、制度上、さかのぼって行えないことから、申立期間①は未納のままとなったものと推認できる。

また、申立人は、女性の集金人が集金に来るたびに保険料を納付していたと
しているところ、当該集金人はA市の国民年金嘱託員と推定されるが、上記申
立人の国民年金手帳記号番号払出時点では、申立期間①は過年度保険料となる
ことから、A市の集金人に納付することはできない上、昭和63年5月から平
成元年2月までの保険料は、平成2年4月11日に過年度納付をしていること
が確認できることから、当該時点では申立期間①の保険料は、時効により納付
できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間①において、まとめて保険料を納付した時期や、
その金額などの記憶が明確ではなく、具体的な状況が不明である上、ほかに申
立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平
成元年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月

私は、昭和55年1月21日に国民年金に任意加入して以来、送付されてきた納付書により欠かさず保険料を納付してきたにもかかわらず、夫の転勤に伴い昭和58年8月にA市からB市に転入した時の1か月分の保険料が未納となっており、納得できない。

住所変更のたびに、必ず年金手帳を持参し手続していたので未納になることはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金加入期間のうち、未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、1か月と短期間である上、申立人は、国民年金の住所変更手続を適切に行っていたことが、所持している国民年金手帳からも確認できることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、B市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和58年8月13日にA市から転入したと記載されていることから、申立人は申立期間の納付書を受け取っていたものと考えられる上、申立期間直後の同年9月以降が納付済とされていることから、申立人が、あえて申立期間のみを納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成5年10月から同年12月までの標準報酬月額が、26万円から15万円に減額されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立ての事業所に係る資格取得日については、当初、平成5年10月1日とされ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、26万円とされていたが、申立人が申立ての事業所を退職した6年7月30日の4か月後の同年12月8日付けで、資格取得日を5年6月11日に、標準報酬月額を15万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

また、申立ての事業所の現在の担当者は、「当社では、申立人を含む同時入社した3人の厚生年金保険の資格取得日を、入社日に合わせて平成5年10月1日から同年6月11日にさかのぼって訂正したが、それに係る厚生年金保険料を被保険者から徴収できないため、申立期間の標準報酬月額を減額したと聞いている。」としている。

しかしながら、申立期間中に給与から控除されている厚生年金保険料は、標準報酬月額26万円に基づくものであることが、平成5年12月分の給与明細書（給与統計表）等で確認することができる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準

報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の当初の記録から、26 万円にすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所へ、当初、申立期間の標準報酬月額を 26 万円で届出したが、その後 15 万円に訂正する届出を行ったと供述していることから、社会保険事務所は、当初、26 万円に基づく納入の告知を行ったものの、その後、標準報酬月額の訂正届が提出されたため、その後に納付すべき保険料に充当していると考えられ、事業主は申立期間における訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年8月1日から63年10月1日まで
② 平成4年6月30日から同年7月1日まで

私がB社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が13万4,000円とされているが、実際の給与支給額は約16万円だったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

また、私がA社を退職したのは平成4年6月30日なのに、同社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年6月30日になっているのは納得できないので、資格喪失日を同年7月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録では、申立人は申立ての事業所で平成元年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、4年6月30日に被保険者資格を喪失している。

しかし、雇用保険の加入記録は、平成4年6月30日が離職日とされていることから、申立人は申立ての事業所に同日まで勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された平成4年6月分の給与明細書により、給与が同年6月30日に支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるとともに、申立ての事業所の事業主は、「当社では、入社した翌月から厚生年金保険に加入させており、当時の給与は、月末締めで月末支払であつ

た。6月末の給与で控除した保険料は翌月末に納付する保険料である。」と供述していることから、同年6月に控除された保険料は同月分の保険料であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、平成4年6月の標準報酬月額については、申立人に係る申立ての事業所における同年6月の給与明細書の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を月初日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを前月の末日と記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、平成4年6月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額又は実際に支給されていたと認められる報酬月額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人が提出した申立期間のうち4か月分の給与明細書（昭和62年8月、同年9月、同年11月及び63年3月）を検証した結果、給与の支給額は16万円から20万円であり、これに基づく標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高い額となっているのが確認できる。

しかし、その保険料控除額については、オンライン記録における標準報酬月額から算出された厚生年金保険料となっており、実際の給与支給額から算出した保険料ではないことが確認できる。

さらに、申立ての事業所の事業主は所在不明のため聴取できず、当時勤務していた同僚5人に照会したところ、回答した4人はいずれも給与明細書は保管していないとしており、当時の取扱いについては不明である。

これらのことから、申立ての事業所は、実際に支払った給与支給額よりも低い額の標準報酬月額を社会保険事務所へ届け出ており、また、厚生年金保険料については、オンライン記録における標準報酬月額から算出した額を申立人の給与から控除していたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年5月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月26日から同年12月21日まで
昭和52年5月26日にA社に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は同年12月21日となっており、入社から7か月間が未加入となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答から、申立人は、昭和52年5月26日に申立ての事業所に正社員として入社していることが確認できる。

また、申立期間及びその前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚10人について、その加入時期をみると、入社と同時に加入している3人を含め、全員が入社から遅くとも2か月以内に加入しており、申立人のように7か月も遅れて加入している者は見当たらない上、A社の社会保険事務担当者は、「申立期間のことは不明であるが、現在は、入社と同時に厚生年金保険に加入させている。」と回答している。

さらに、申立ての事業所の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、昭和52年12月21日が厚生年金保険の資格取得日とされている申立人を含む3人（厚生年金保険被保険者原票の整理番号が*から*の者）は、当該取得日後の53年9月21日から54年1月19日まで間の資格取得者よりも整理番号が後になっていることから、事業主は、54年1月ごろに、申立人を含む3人の資格取得日をさかのぼって52年12月21日として社会保険事務所（当

時)に届け出たものと推認される。

加えて、さかのぼって厚生年金保険の被保険者資格を取得したと推認される上記3人は、いずれも当時、会社から厚生年金保険料をまとめて請求された記憶は無いと供述しており、事業主はさかのぼって資格取得した期間の被保険者負担分の厚生年金保険料を既に給料から控除していたものと推察される。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立ての事業所における昭和52年12月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所C県本部）D支店における資格取得日に係る記録を昭和26年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月1日から27年7月1日まで

私は、昭和23年11月15日にA事業所に採用され、59年6月2日に退職するまで継続して勤務していたが、A事業所D支店に在籍していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の後継団体であるB事業所C県本部が保管する「職員名簿28・7・31現在」、申立人提出の辞令及び雇用保険加入記録により、申立人がA事業所D支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、前述の辞令では、昭和26年7月17日付けでA事業所本店から同事業所D支店への異動が発令されているが、同事業所における他の転勤時の被保険者資格の取得日は、おおむね各月の1日となっており、同事業所本店における資格喪失日が同年8月1日となっていることから、同事業所D支店における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立ての事業所の申立人に係る昭和27年7月のオンライン記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年6月26日から同年7月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を46年6月26日に、資格喪失日に係る記録を同年7月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月ごろから同年7月ごろまで
A社の求人に応募して、昭和46年の2か月ほど勤務した。

昭和46年6月及び同年7月の給与明細書が見つかり、昭和46年7月の給与から厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の加入期間として、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年6月分及び同年7月分の申立ての事業所に係る給与明細書を所持しており、申立ての事業所の後継事業所は、「この給与明細書は当時の前身の事業所が使用していた様式であり、同明細書に押印されている名前の社員は当時の総務担当者であった。」と回答していることから、申立人は申立ての事業所に勤務していたことが確認できる。

また、その在職期間については、後継事業所の「当時の人事記録等の資料は保管していないが、申立人に支給された基本給は、給与明細書に括弧書きで記載されている1か月間在職していた場合に支給される満額の基本給から日割り計算により算出された額であると推定される。」との回答から、昭和46年6月26日から同年7月18日までであったと推認できる。

さらに、申立人が所持する昭和47年7月分の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年6月26日から同年7月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、給与明細書から確認できる昭和46年6月の総支給額から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、後継事業所の事業主は不明としているが、当該期間について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、事業主は、申立人が昭和19年2月12日に厚生年金保険(当時は、労働者年金保険)の被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年7月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月から同年6月ごろまで

私は、昭和18年12月27日にA校を繰り上げ卒業し、19年1月にB社に
工員として入社した。同社を19年6月ごろに退社するまで、旋盤を使い軍
需製品の部品の製造に従事していた。

年数も相当経過しており、同社に勤務していたときの厚生年金保険の保険
料の控除を証明するものは所持していないが、申立期間が未加入期間となっ
ていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する社員名簿により、申立人が、昭和19年2月12日から
同年7月1日まではC社員として、うち同年2月25日又は同年3月14日以降
(いずれの日かは記録上不明)は、徴用として在籍していたことが確認できる。

また、申立事業所は、「申立人は正社員であった。」と回答しているほか、申
立事業所において、当時、厚生年金保険被保険者資格を取得している二人は、
自身について、「正社員で、C社員だった。」と説明しており、C社員は、正社
員であり厚生年金保険に加入していたことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時、厚生年金保険に加入していた同僚を調査した結果、
雇用形態は、正社員、徴用、臨時工及び見習工と様々であり、徴用であったと
する者のうち、一人は、「私は、昭和19年1月、徴用で約50人と共に入社し、

寄宿舎に入居した。私の知っている従業員は、全員、厚生年金保険に加入していた。社員の人事、厚生及び福利は、よく対処されていた。徴用、希望入社の区別は無く、私達は正社員扱いだった。」と回答し、また、他の一人が挙げた徴用の同僚は、オンライン記録から厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

一方、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿は、旧名簿が戦災により焼失したため、戦後の昭和 21 年ごろに在籍していた被保険者を対象に復元したものとされている。このため、19 年 7 月 1 日に退職した申立人の記録は焼失後、復元の対象にならなかった可能性がある。

以上の事実を前提にすると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出誤り、保険者による被保険者名簿への記入誤り、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、原因を特定することは不可能を強いるものであり、関係者にこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間において継続勤務した事実が確認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合的に考慮すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 2 月 12 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが妥当であると判断する。

また、昭和 19 年 2 月 12 日から同年 7 月 1 日までの標準報酬月額は、申立事業所が保管する申立人に係る社員名簿により 40 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月30日から同年2月1日まで

私は、昭和39年1月6日にA社に入社し、46年1月31日まで勤務していた。

しかし、厚生年金保険の加入記録は昭和46年1月30日までとなっており、1か月の厚生年金保険の未加入期間が生じており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立事業所が発行した在職証明書及び申立事業所が保管している社員名簿により、申立人は昭和39年1月6日から46年1月31日まで継続して申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立事業所の役員は、申立人について、「残っている社員名簿を見る限り、昭和46年1月31日まで事業所に在籍しており、同年1月は厚生年金保険の被保険者であるが、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったのだろう。また、厚生年金保険料についても、月末退職であれば同年1月25日支給の給与から控除していたと思う。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和45年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は誤って申立人の資格喪失日を昭和46年1月30日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格の取得日に係る記録を昭和55年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年7月21日から同年8月1日まで

私は、昭和44年4月1日から現在まで継続してA社（現在は、C社）に勤務している。しかし、同社D支店から同社E支店B出張所（厚生年金保険の適用事業所名は、同社B支店）へ異動したときの55年7月21日から同年8月1日までの厚生年金保険の加入記録が漏れており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立期間に係る給与明細書、C社が保管する職員原簿及びF健康保険組合が保管する被保険者被扶養者資格台帳簿により、申立人がC社に継続して勤務し（昭和55年7月21日にC社D支店から同社E支店B出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、F健康保険組合が保管する被保険者被扶養者資格台帳簿により、C社E支店B出張所における資格取得時（昭和55年7月）の標準報酬月額を26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料は継続して申立人から控除し、社会保険事務所（当時）に納付済みとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を昭和41年5月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、A社が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては明らかでないと認められる。

また、申立期間②について、A社B支店は、申立人が昭和45年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行っていたことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和45年2月1日から同年3月1日まで

私は、昭和39年4月1日にA社に入社して以来、数回の転勤を繰り返したが、同社に正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、同社本社から同社C支店に異動した時の41年4月1日から同年5月1日までの1か月、同社C支店から同社B支店に異動した時の45年2月1日から同年3月1日までの1か月の厚生年金記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 A社から提出された申立人に係る人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和41年4月15日にA社本社から同社C支店に異動)、申立期間①において、A社に勤務していたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

41年3月のオンライン記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に對して行ったか否かについては、これをうかがわせる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 A社から提出された申立人に係る人事記録、同社B支店が保管する厚生年金保険台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年2月1日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間②において、同社B支店に勤務していたものと認められる。

また、申立期間②について、同社B支店が保管する厚生年金保険台帳を見ると、申立人は昭和45年2月1日付けで同支店の厚生年金保険被保険者資格を取得したとされている上、申立人と同様に、同年2月1日付けで同支店の厚生年金保険被保険者資格を取得した者が申立人以外に二人みられ、この二人の厚生年金保険加入記録をオンラインで確認したところ、いずれも同年2月1日に資格取得していることから、申立人のみが厚生年金保険被保険者資格取得日を同年3月1日として届け出られたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、同社B支店は、申立人が昭和45年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社B支店における昭和45年3月1日のオンライン記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 7 月 19 日に国民年金に任意加入して以降、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまでの期間、途切れること無く国民年金に加入し、保険料を納付してきており、年金手帳にも途中の資格喪失の記載は無いのに、ねんきん特別便では申立期間が未加入とされており、納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、「被保険者となった日」は昭和 52 年 7 月 19 日、「被保険者の種別」は任意加入、「被保険者でなくなった日」は 61 年 4 月 1 日と、それぞれ手書きで記載されており、申立人が主張するとおり、申立期間に係る資格喪失の記載は無い。

しかし、申立人が国民年金に任意加入し、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまでの間に居住していた A 市には申立人の国民年金被保険者名簿は保存されていないものの、申立人が 63 年 10 月に転居した B 市には申立人の被保険者名簿が保存されており、当該名簿には申立人が 52 年 7 月 19 日に任意加入し、57 年 8 月 25 日に資格喪失した後に、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者として資格取得していることが記録されている上、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は昭和 57 年 8 月 25 日の資格喪失の申出をした覚えは無いとしているが、申立期間の 44 か月について、この期間の保険料を継続して納付したとしながら、申立人に保険料の納付方法、納付金額等を聴取しても、記憶が無いとしている上、国民年金に加入し付加保険料も納付している昭和 52 年 7

月から57年7月までの期間の加入手続及び保険料納付についても覚えていないとしており、具体的な供述は得られない。

加えて、申立人の申立期間前後の国民年金手帳記号番号は同一であり、同一番号で管理されていた申立人の加入記録及び保険料の納付記録が申立期間のみ途絶えることは考え難い上、申立期間及び申立期間前後において、申立人の住所及び姓に変更は無いことから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは考え難く、その形跡も無い。

なお、申立期間当時の市役所における国民年金の被保険者資格の喪失手続については、年金手帳を添えて手続を行うこととされているが、手続の際に年金手帳が添えられない場合であっても、市の住民基本台帳において本人確認ができる場合、届出書は受理されることが、当時の市町村事務取扱規程からうかがえ、この場合、後日、年金手帳を市町村に提出しない限り、市町村において年金手帳の資格記録欄は記載されないことになり、申立人については、理由は不明ながら、年金手帳は提出されなかったものの、昭和57年8月25日に任意加入の資格喪失申出書が提出され、本人確認ができたことにより受理され、57年8月25日の資格喪失日が、市の名簿及びオンライン記録となったものの、申立人の年金手帳には記載されなかったものとするのが自然である。

このほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から46年6月まで

私は、昭和43年4月ごろ、長兄の家に住んでいたとき、当時通っていた習い事教室の先生に勧められ、A公民館内のB市役所C出張所で国民年金の加入手続きを行い、年金手帳を受け取った。

3か月分で数百円ぐらいたった国民年金保険料は、習い事教室での手間賃と兄姉からの小遣いから捻出し、出張所で納付したが、申立期間の国民年金の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、B市D町に在住時の昭和50年1月27日に国民年金に任意加入していることが、申立人の所持する国民年金手帳により確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人の主張どおりであれば、申立人に対し、旧姓で、B市C出張所で国民年金手帳記号番号が払い出され、昭和50年1月に同市E出張所で、新姓で新たに現在の記号番号が払い出されたこととなるが、B市において申立期間に申立人の旧姓で別の記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、申立人は、申立期間後半の昭和46年初旬ごろからのF町の夫の実家に在住時及び46年7月の結婚後のB市D町に在住時の保険料納付に係る具体的な記憶が無い上、申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付しながら、50年12月に再度国民年金に加入し、保険料を納付したとする申立てには不自然な点がある。

加えて、申立人に国民年金の加入を勧めたとする習い事教室の先生は既に死亡しているため、当時の状況を聴取できず、申立期間当時に同居していた

長兄の妻は申立期間後の49年12月に、姉二人も48年に国民年金に加入しており、このほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 970

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年12月まで

私は、昭和49年3月に、市の集金人が自宅に来た際に国民年金の加入手続を行い、さかのぼって保険料を納付できると集金人から説明を聞いたので、48年4月から同年12月までの保険料を支払った。

申立期間に係る国民年金印紙代金預り証を3枚保管しており、このうち1枚は昭和49年1月と同年2月の保険料の預り証(以下、「預り証①」という。)であり、他の1枚は48年4月から同年12月と49年3月の保険料の預り証(以下、「預り証②」という。)で、もう1枚は昭和49年度の保険料の預り証(以下、「預り証③」という。)なので、調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は昭和49年1月31日に国民年金の任意加入被保険者として資格を取得していることが、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人の国民年金被保険者台帳により確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間当時、申立人は厚生年金保険被保険者である夫の配偶者であったことから、申立人の国民年金への加入は任意加入となり、制度上、加入手続を行った日が資格取得日となり、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することはできない。

- 2 申立人から提出された3枚の「国民年金印紙代金預り証」のうち、預り証①及び②の2枚は、いずれも昭和48年度第4期(昭和49年1月から同年3月まで)の保険料用のものに、申立人の国民年金手帳記号番号、住所、氏名が手書きで記載され、A市国民年金集金嘱託員の昭和49年3月2日付

けの預り日付印が押されており、印字されている保険料額 3,900 円については、預り証①は手書きで 2,600 円に訂正され、預り証②は 12,740 円に訂正されている。

このうち、預り証①については、検認月欄の丸印が付されて印字されている 1 月、2 月及び 3 月のうち、3 月が取り消され、検認月数の「3 ヶ月」も「2 ヶ月」に訂正されていることから、当該預り証に記載された保険料額 2,600 円は、昭和 49 年 1 月及び同年 2 月の定額保険料と附加保険料の合計額と推測され、その額は当時の定額保険料と附加保険料の 2 か月分と一致している。

また、預り証②については、検認月欄の丸印が付されて印字されている 1 月、2 月及び 3 月のうち、1 月と 2 月が取り消され、丸印が付されていない 4 月から 12 月に手書きで丸印が記載され、検認月数の「3 ヶ月」は「8 ヶ月」に訂正されている。

申立人は、預り証②が申立期間である昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの保険料を納付したことの根拠であるとしているが、預り証に記載されている金額 12,740 円は、申立期間及び 49 年 3 月の定額保険料と附加保険料の合計額は 9,400 円であり、一致しない。

申立期間当時、昭和 48 年 9 月 28 日付けの社会保険庁長官通知により、「保険料を前納しようとする日の属する月から昭和 49 年 12 月までの期間」についての定額保険料額及び附加保険料額が定められており、49 年 3 月に前納する場合、定額保険料は 8,820 円、附加保険料額は 3,920 円とされており、その合計額は、預り証②に記載されている 12,740 円と一致している。

さらに、預り証③については、申立人の手帳記号番号、住所、氏名がタイプ印字された昭和 49 年度第 4 期用の預り証であり、検認月欄の 4 月から 12 月に手書きで丸印が付され、月数の「3 ヶ月」が「12 ヶ月」に、保険料額の 4,500 円が 17,560 円に手書きで訂正されている。当該預り証に記載されている金額を検証したところ、49 年度の定額保険料と附加保険料の合計額は 16,200 円であり、一致しない。

同様に、昭和 50 年 1 月 21 日付けの社会保険庁長官通知により、昭和 50 年 1 月から 4 月までに 50 年 4 月から 51 年 3 月までの全期間の保険料を前納する場合の定額保険料は 12,880 円、附加保険料は 4,680 円と定められており、その合計額は 17,560 円となり、預り証に記載された金額と一致している。

これらのことから、当時の集金嘱託員は、昭和 49 年 3 月 2 日の時点で、当時の通知に基づく前納割引保険料の対象とならない 49 年 1 月と同年 2 月の 2 か月分の預り証①を作成した上で、預り証②で前納割引保険料の対象となる 49 年 3 月から 12 月までの 10 か月分の保険料の預り証を作成したものと推認することができ、その後、50 年 1 月 31 日に 50 年 1 月から同年 12 月

までの前納保険料に係る預り証③を作成したものと考えられ、申立人はその後の51年1月から52年3月までの保険料を51年1月30日に前納し、その後も各年度の保険料を前納していることが申立人の国民年金被保険者台帳の記録から確認できることから、不自然な点は見当たらない。

- 3 申立人が所持する国民年金手帳の検認記録及び申立人の国民年金被保険者台帳の記載内容は預り証の記載に基づく推測と一致している上、申立期間及び資格取得時の申立人の氏名及び住所地に変更は無いことから、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは考え難く、このほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年9月から52年12月まで

私は、長女を妊娠していた昭和48年9月ごろ、ラジオかテレビで国民年金の話聞き、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、窓口で500円ぐらいと聞いた付加保険料も納付した。

検認印が押された年金手帳と領収書及びシールのようなものを受け取り、当時住んでいたB町のアパートの台所でシールを年金手帳にはったのを覚えている。

申立期間の国民年金の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和53年1月24日に国民年金に任意加入していることが、申立人が所持する年金手帳、申立人の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録により確認できることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人に係るA市の被保険者名簿においても、昭和52年12月以前は無資格期間と記録され、53年1月から保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間及び資格取得時の昭和53年1月には同一市内に居住し、申立人の姓に変更は無いため、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考え難く、その形跡も見当たらない。

加えて、A市によると申立期間当時の保険料の納付は納付書により行われており、申立人の検認印が押された年金手帳及びシールのようなものを受け取り、シールを年金手帳にはったとする記憶と相違しているなど、申立人の記憶はあいまいである。

このほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和39年7月から48年3月まで

私は、昭和36年4月にA市役所で国民年金に加入し、B町自治会が行う集金により国民年金保険料を納付していた。

昭和39年7月にC市D町の団地に転居してからは、C市役所D支所で保険料を納付し、国民年金手帳に領収印をもらっていた。

この期間の加入記録が無く、納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月1日にA市で国民年金に任意加入し、39年7月1日に被保険者資格を喪失した後、48年4月21日にC市で、再度、任意加入していることが申立人の国民年金被保険者台帳により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、C市において昭和48年4月21日に任意加入した際に、36年4月1日にA市で国民年金に任意加入した際に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の記号番号が重複して払い出された後に取り消されていることが国民年金手帳記号番号払出管理簿により確認できることから、申立期間において継続して国民年金に加入し、保険料を納付していたのであれば、C市において別の記号番号が払い出されることは考え難く、申立期間が未加入であったため、48年4月の任意加入時に別の記号番号が払い出されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は保険料の納付については記憶しているものの、国民年金の資格取得及び喪失の手続については、申立人の夫に任せていて覚えていないとしており、申立人の夫は既に死亡しているため、当時の状況を聴取する

ことはできず、このほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和40年2月から41年9月まで

私は、以前に母が、「20歳になったので国民年金に加入したよ。」と言っていたことを記憶している。国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれた母は既に亡くなっており、申立期間当時の詳細については不明であるが、母が当時の保険料は200円又は300円と言っていたことを記憶している。私の妹も、「姉が国民年金に加入していることを母に聞いたことがある。」としているため、申立期間が未加入期間とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、中学を卒業後すぐにA市の美容室に住み込みで勤務したが、実家のあるB町（現在は、A市）で、申立人の母が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとしているところ、申立人に係る戸籍の附票から、昭和36年2月25日にB町からA市に転入していることが確認でき、申立期間当時の住所はA市C町であることから、申立人の主張するB町では国民年金の加入手続及び保険料の納付を行うことはできなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄には昭和41年10月1日と記載されており、オンライン記録と一致するとともに、B町には申立人の国民年金被保険者名簿は見当たらない上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付には関与しておらず、母から申立人が国民年金に加入していると聞いたことがあるとする申立人の妹からは、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付について具体的な供述を得ることはできない上、申立期間の保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から60年9月まで

私は、昭和58年6月に結婚し、その当時はまだ国民年金に加入していなかったため、居住していた近くのA市B公民館において年金相談があるとのことで赴いたところ、さかのぼって2年分の国民年金保険料を納付できると説明を受けたので国民年金に加入した。一度に納められなかったため数回に分けて納めた記憶があるのに、申立期間が未納になっているのは納得がわからない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年6月に結婚し、間もなくして国民年金の加入手続をしたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、国民年金手帳記号番号払出簿により62年12月21日であることが確認できることから、当該時点で55年4月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが推認でき、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、A市の保管する国民年金被保険者名簿から、申立期間はすべて未納となっていることが確認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、一度に納められなかったため数回に分けて納付したと申し立てているところ、オンライン記録から、昭和60年10月から62年3月までの18か月分の保険料を63年1月に過年度納付し、62年4月から63年3月までの12か月分の保険料を63年4月に現年度納付していることから、当該納付記録と申立期間の保険料を納付したとする記憶との混同がうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年2月から同年8月まで

私は、最初に就職した会社を退職した昭和60年2月、A市B出張所で国民年金の加入手続を行った。その後、時期は覚えていないが、申立期間についてまとまった金額の国民年金保険料の督促があったので、当時同居していた母から怒られたこと及び当時手元にお金に無かったため、母が納付してくれたことを覚えている。

申立期間が未加入の記録となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄及び「国民年金の記録(1)」の「被保険者となった日」欄に資格取得日は平成5年3月21日と記載されており、この日付はオンライン記録と一致している。

また、オンライン記録にある上記資格取得日は、A市の国民年金被保険者名簿に記載されている日付とも一致していることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない上、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付には直接関与していない上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、当時の保険料の納付場所、金額及び方法について、「当時は多忙であったのでよく覚えていない。」としており、申立期間の保険料の納付状況は確認できない。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から52年3月までの期間及び56年4月から59年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から52年3月まで
② 昭和56年4月から59年7月まで

私は、昭和46年11月に婚姻し、A市B町に居住していたが、申立期間当時居住していた地域では、近所の人達が順番で国民年金保険料等の集金をしており、言われるままに支払いをしていた。

申立期間①当時は長女を、申立期間②当時は長男を出産し、育児に追われていたので、自分で直接集金人に支払いをしたことは無く、自分たちの支払い分は義母に渡して支払ってもらっていた。

国民年金の加入時期や納付した保険料額等については全く覚えていないが、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時居住していた地域では、近所の人達が順番で国民年金保険料等を集金していたとしているが、A市では、保険料の納付組織に関する資料は廃棄済みである上、申立人は、申立期間当時、居住していた地域のほとんどの者が既に他界していると述べており、当該地域において、国民年金保険料の集金が行われていたことを確認することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続、国民年金手帳及び納付した保険料額についての記憶が明らかでない上、保険料を納付していたとする申立人の義母は既に他界しているため、当時の納付状況は不明である。

さらに、申立人が、申立期間当時、居住していたとするA市は、申立人に係る被保険者名簿は存在しないとしている上、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出は確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から53年3月まで

私は、A町（現在は、B市）に引っ越した昭和47年10月から、C町（現在は、D市）に引っ越した後の53年3月まで、月額3,000円から5,000円くらいの国民年金保険料を、自宅近くの金融機関で納付書により納付したにもかかわらず、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから、申立人は国民年金の任意加入対象者となるため、制度上、さかのぼって任意加入の被保険者となり得ないところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者に係る被保険者資格取得日から、昭和55年10月以降にC町で払い出されたものと推認されることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には「昭和55年10月16日」との記載がある上、申立人は、現在所持している国民年金手帳以外に交付されたものは無いとしており、ほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を毎月、納付書で納付していたと主張するが、申立期間当時は、3か月納付の時期である上、申立人が昭和47年10月から居住していたとするA町において印紙検認方式が納付書方式に変わったのは50年4月であることが確認できることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が記憶している納付金額は、申立期間当時の保険料額とは異なっている上、記録上、納付済みとされている昭和 55 年 10 月以降の保険料額とおおむね一致する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 2 月までの期間、62 年 3 月から同年 11 月までの期間及び 63 年 6 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 2 月まで
② 昭和 62 年 3 月から同年 11 月まで
③ 昭和 63 年 6 月から同年 10 月まで

私の国民年金保険料は、A 市内に居住していた当時、会社を退職後に送られてきた納付書で、数回に分けて自宅近くの郵便局の窓口で納付した。加入手続きを行ったのは、平成元年 5 月に結婚して B 郡 C 町に転居した後の 1 回のみであったが、国民年金保険料は納付書が送られてきた都度、納付していたと思っていたので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金の資格取得日は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成元年 2 月 1 日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号の被保険者（第 3 号被保険者）資格取得手続の処理日から、平成元年 5 月ごろに C 町において払い出されたものと推認できる上、申立人は、結婚後に C 町において国民年金の加入手続を行った記憶はあるが、申立期間当時、A 市で加入手続を行った記憶は無く、交付された年金手帳は 1 冊のみであるとしており、ほかに申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A 市は、「厚生年金保険の資格を喪失した者が、国民年金の加入手

続を行わなかった場合、国民年金保険料の納付書を送付することはなかった。」と回答している上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 982（事案 777 再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 48 年 9 月まで

前回、申立期間を含む昭和 36 年 9 月から 50 年 3 月までの未納期間について申立てを行ったところ、一部の期間はあっせんされたが、申立期間については、記憶している納付金額と当時の保険料額が相違しているという理由で認められなかった。

今回、新たに提出できる資料は無いが、先の総務大臣のあっせんのとおりに、納付していたのに未納扱いとなっていた実状があり、社会保険庁（当時）のミスであると考えてるので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人の妻が一括して納付したとする保険料額（夫婦合わせて 7 万円程度）が、夫婦二人の未納期間を特例納付及び過年度納付を利用して納付した場合の金額（27 万 5,400 円）と大幅に相違していること、ii) 申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までは特例納付の対象期間となっておらず、時効により過年度納付もできないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

一方、前回の申立てにおいて、昭和 48 年 10 月から 50 年 3 月までの未納期間について、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正が必要と認められたことから、申立人は、今回の申立てに当たり、「新たに提出できる資料は無いが、先の総務大臣のあっせんのとおりに、納付していたのに未納扱いとなっていた実状があり、社会保険庁のミスであると考えて。」と主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間

の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

広島国民年金 983（事案 778 再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年9月まで

前回、申立期間を含む昭和43年4月から50年3月までの未納期間について申立てを行ったところ、一部の期間はあっせんされたが、申立期間については、記憶している納付金額と当時の保険料額が相違しているという理由で認められなかった。

今回、新たに提出できる資料は無いが、先の総務大臣のあっせんのとおりに、納付していたのに未納扱いとなっていた実状があり、社会保険庁（当時）のミスであると考えてるので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人が一括して納付したとする保険料額（夫婦合わせて7万円程度）が、夫婦二人の未納期間を特例納付及び過年度納付を利用して納付した場合の金額（27万5,400円）と大幅に相違していること、ii) 申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までは特例納付の対象期間となっておらず、時効により過年度納付もできないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

一方、前回の申立てにおいて、昭和48年10月から50年3月までの未納期間について、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正が必要と認められたことから、申立人は、今回の申立てに当たり、「新たに提出できる資料は無いが、先の総務大臣のあっせんのとおりに、納付していたのに未納扱いとなっていた実状があり、社会保険庁のミスであると考えてる。」と主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間

の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 31 日から同年 10 月 1 日まで

私は、前の会社を辞めることになり、正社員として働ける所を探し、退職後すぐにA社に入社した。

勤務時間は不規則だったかもしれないが、正社員として働いており、給料から厚生年金保険料も控除されていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の供述から、申立人が、期間は特定できないが、申立ての事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人の申立ての事業所における雇用保険の加入記録は無い上、申立人の失業給付に関する記録により、申立人は、申立期間を含む昭和 59 年 2 月 11 日から同年 5 月 10 日までの期間の失業給付(基本手当)を受給していることが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚は、「社員の出入りが多かったので、会社は採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったのではないかと思う。」としている上、申立ての事業所は、「当時の資料は保存期間を過ぎているため存在しないが、社員等の出入りが頻繁にあるので、当時は、3 か月間の試用期間を設けており、長続きする場合には試用期間終了時から厚生年金保険に加入させていたと思う。申立人は短期間の勤務なので、厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していなかったと思う。」と回答している。

さらに、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 58 年 11 月 21 日から 60 年 2 月 21 日までの資格取得者の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の原票は確認できない。

このほかに、申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1575(事案 298 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間⑤に係る厚生年金被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 昭和30年1月から32年まで
② 昭和33年から35年まで
③ 昭和35年から38年まで
④ 昭和38年から40年まで
⑤ 昭和34年7月1日から同年11月21日まで

申立期間①のA社B支店、同②のC社、同③のD社、同④のE社及び同⑤のF社での厚生年金保険の加入記録に相違があることについて、前回、申立てをしたが認められなかった。

特に、申立期間①については、自分はA社のB支店で勤務した覚えは無く、G営業所で勤務しており、その他の事業所についても、自分の記憶と相違しているので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①について、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は、昭和24年4月1日資格取得、30年1月31日資格喪失と記録されていることが確認できる一方、申立期間①については、申立期間②に係る事業所で31年1月1日から同年8月26日までの厚生年金保険被保険者記録があり、申立内容が不自然であること、ii) 申立期間②について、申立ての事業所の被保険者名簿には、申立人は31年1月1日資格取得、同年8月26日資格喪失と記録されていることが確認できる一方、申立期間②については、申立期間⑤に係る事業所で34年7月1日から同年11月21日までの被保険者記録があり、申立人に当該事業所

が電気工事業であることを説明したところ、「当該事業所に勤務していたかもしれない」と供述を変更しており、申立内容が不自然であること、iii) 申立期間③について、社会保険事務所（当時）の記録によれば、申立ての事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは38年7月1日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できること、また、当該事業所の被保険者名簿には、申立人は申立ての事業所が厚生年金保険の新規適用となった38年7月1日に健康保険の整理番号*番で資格取得していることが確認できる一方、当該事業所では38年7月以前の資料は保存されていないため、申立期間③についての雇用関係等は不明であるとしていること、さらに、申立期間③については、申立期間④に係る事業所において確認できる厚生年金保険加入期間と重複しており、申立内容が不自然であること、iv) 申立期間④について、申立ての事業所の被保険者名簿には、申立人は、35年4月9日資格取得、37年2月21日資格喪失と記録されていることが確認できる一方、申立期間に係る資格取得者の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も無い上、申立期間④は申立期間③に係る事業所での加入期間と重複しており、申立内容が不自然であること、v) 申立期間⑤に係る事業所の被保険者名簿には、申立人は、34年7月1日資格取得、同年11月21日資格喪失と記録されていることが確認できるとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月29日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人から新たな資料の提出は無く、特に申立期間①について、A社B支店で働いた記憶は無いとしているが、申立人が記憶する同僚についても、申立人と同様、同支店の被保険者名簿に被保険者として記録されていることが確認できることから、実際の勤務先は申立人が記憶する「G営業所」であった可能性はあるが、厚生年金保険の適用事業所としてはB支店の被保険者として記録されているものとみられる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間⑤に係る厚生年金被保険者記録については、訂正の必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 9 月ごろから 30 年 9 月ごろまで
② 昭和 30 年 9 月ごろから 32 年 1 月ごろまで

私は、昭和 28 年 9 月ごろ、A 社で世話役をしていた者に誘われて同社で働き始め、B 社 C 工場の現場作業に従事していた。

また、A 社を辞めた後に、D 社の現場監督の紹介で同社の現場作業員として働き始め、B 社 C 工場内で A 社と同様の仕事などに従事していた。

申立期間に A 社及び D 社で勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の A 社における作業内容及び同僚についての具体的な記憶などから、申立人が当該事業所の業務に関与していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶する世話役をしていたとする者や A 社の当時の事務担当者及び当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録のある者が記憶する現場監督や親方と称する作業責任者については、当該事業所において厚生年金保険に加入させていたことが確認できるものの、申立人の供述から、申立人は現場作業員として当該事業所の業務に従事していたとみられ、現場作業員については、当該事業所の当時の事務担当者及び同事業所で厚生年金保険の被保険者記録のある者の供述から、厚生年金保険に加入させていなかったものと推測される。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

さらに、申立人が記憶する当時の世話役や作業責任者は既に死亡しているため供述が得られず、申立期間において厚生年金保険の加入記録がある

15 人のうち確認できた 5 人はいずれも申立人が当該事業所で働いていたことを知らないと回答している。

- 2 申立期間②について、申立人の D 社における作業内容や当該事業所の現場監督及び責任者などに係る記憶から、申立人が当該事業所の業務に関与していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶する現場監督及び責任者並びに事務員などについては、D 社においても、前記の A 社と同様、厚生年金保険に加入させていたものと推測できるものの、申立人及び関係者の供述から、申立人は当該事業所の業務の現場作業員として従事していることから、当該事業所では現場作業員については厚生年金保険に加入させていなかったものと推測される。

また、申立人が当該事業所で同じ現場作業を行っていたと記憶する同僚については、申立期間については厚生年金保険の加入記録は無く、昭和 39 年 2 月 1 日から 41 年 1 月 1 日までの期間について、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立期間当時は現場作業員で厚生年金保険に加入していなかったものの、その後、作業責任者になった時点で厚生年金保険に加入したものと推測される。

さらに、D 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

加えて、申立人が同じ現場作業を行っていたと記憶する同僚は既に死亡しているため供述が得られず、当該事業所の当時の事務担当者は、「申立人と申立人が記憶する同僚は社員ではなく、日給月給で、月に何日か働いた分を月 1 回まとめて支払い、給料からは日雇労働者健康保険料を控除していた。」としている。

- 3 申立人は、申立期間①及び②におけるそれぞれの事業所での勤務期間について記憶は定かではなく、申立期間当時において、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか覚えておらず、このほかに、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 13 日から 40 年 5 月 1 日まで
② 昭和 47 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 2 月 15 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社B支店を昭和 39 年 10 月に退職後、同月にC社D支店B営業所に入社し、営業成績優秀を理由に同社D支店長から 39 年 11 月 1 日付けの感謝状も授与された。

その後、昭和 40 年 2 月に同社E支店F営業所に転勤になったが、年金記録をみると、同年 5 月 1 日が資格取得日となっており、申立期間①のB営業所での 4 か月間及びF営業所での 3 か月間の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

また、G社を昭和 47 年 2 月末に退職後、同年 3 月にH社に入社しており、同年 4 月 1 日に職場旅行に行った際の記念写真を持っている。

同社には、昭和 47 年 3 月に入社後、同僚と一緒にI社に転職した 48 年 3 月末まで勤務していたはずなのに、申立期間②の入社してからの 3 か月間及び申立期間③の退職前の 2 か月間の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された申立ての事業所のD支店長からの営業成績優秀による感謝状には、日付が昭和 39 年 11 月 1 日、申立人の所属がB営業所と記載されていることから、申立人が申立ての事業所に在籍していたことは確認できる。

しかし、申立人が申立ての事業所において雇用保険の被保険者となった日は、E支店での厚生年金保険被保険者資格の取得日と同じ昭和 40 年 5 月 1

日であることが確認でき、申立期間の加入記録は無い。

また、申立人が記憶する当時のD支店長は既に死亡しているため、当時の申立人の勤務実態等について聴取できない上、申立ての事業所は昭和43年10月に倒産により解散しているため、当時の関係資料は無い。

さらに、申立ての事業所のD支店及びE支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある被保険者に照会したところ、申立人を記憶しているとする同僚は「申立人の具体的な入社時期や厚生年金保険の取扱いは分からない。当時、歩合給だけの営業員もいたりして、どの段階で社会保険に加入させていたのか分からない。」とし、別の同僚も「営業職は正社員に登用されないと厚生年金保険に加入させていなかった。」としており、また、当時2か月から6か月の試用期間があったとする者もいるなど、申立人の申立期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料控除に係る供述は得られない。

加えて、申立ての事業所のD支店及びE支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①における健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人の名前も無く、E支店の被保険者名簿には、申立人の資格取得日は、昭和40年5月1日、資格喪失日は同年11月1日と記載され、オンライン記録と一致している。

- 2 申立期間②及び③について、申立人から提出された申立ての事業所でのJホテルにおける職場旅行の写真の日付けが昭和47年4月1日であることから、申立人が申立ての事業所の職場旅行に参加していたことは確認できる。

しかし、申立人の申立ての事業所における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険加入期間及び申立期間②及び③の全期間において無く、申立期間に係る在籍を確認できない上、申立人が一緒に申立ての事業所から転職したと記憶する同僚は、「申立人が自分と一緒にI社に転職したかどうかは覚えていない。」としているとともに、当該同僚は申立ての事業所において厚生年金保険の被保険者資格を昭和47年10月26日に喪失し、I社では同年11月27日に取得しており、申立人の供述と一致しない。

また、申立人が記憶している他の上司及び同僚は、所在不明のため聴取できず、申立ての事業所は48年2月にK社に名称変更後、53年8月1日に適用事業所でなくなっており、E法務局では当該事業所の商業登記簿は見当たらないとしている。

さらに、当時の申立ての事業所の被保険者名簿から数人に照会したが、申立人の名前を記憶している者も、申立人の勤務期間については分からないとしており、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明である。

加えて、申立ての事業所の被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和

47年6月1日、資格喪失日は48年2月15日と記載されており、申立期間②及び③における健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も無い。

3 このほかに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1581 (事案 1068 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 1 日から 33 年 11 月 15 日まで
前回、A社での厚生年金保険の加入記録が一部無いことについて申立てをしたが、認められなかった。
職人として入社して約3年間勤め、休んだことも、辞めたこともないのに、途中の期間の加入記録が無いのはおかしい。
新たな資料は無いが、再調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 32 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失し、再度、33 年 11 月 15 日に資格を取得し、同年 12 月 19 日に資格を喪失していることが記録されていること、ii) 申立人は「申立ての事業所に入社した当時は日給制だったが、途中から、自分ともう一人の同僚は会社に話をして報酬を「請け取り」という出来高制に変更してもらった。しかし、日給制とあまり違わなかったもので、その後、自分は元に戻してもらった。」と供述しており、申立期間に申立ての事業所に在籍していた従業員も、「申立人の報酬は出来高制で、申立人と同じ報酬形態の人が、もう一人いたと思う。」と供述していること、iii) 申立ての事業所の被保険者名簿では、申立人と同様に報酬を「請け取り」に変更したとされる同僚は、申立人の1度目の資格喪失日の1か月前の32年6月1日に被保険者資格を喪失しており、当時の従業員5人が、いずれも「申立ての事業所の工場で勤務していたが、給料は日給制又は月給制だった。」と供述していることから、申立期間当時、申立人及び同僚一人については、厚生年金保険の加入対象となる一般従業員とは異なり、出来高制の給与とされたことに伴い、厚生年金保険に加入しない取扱いとさ

れていた可能性があること、iv) 申立ての事業所の被保険者名簿では、申立期間における資格取得者の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらず、このほかに、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 3 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人からは新たな資料の提出は無い上、申立ての事業所の現役員に照会したところ、「再度、社内で関係資料を確認したが当時の資料は保管されておらず、当時のことは分からないし、当時のことを知る者は誰もいない。」としている。

また、元役員の関係者は、「夫が社会保険等の事務をしており、自分も店や工場の手伝いをしていたので、申立人は覚えているが、厚生年金保険料を給与から控除していたかどうかについては、全く分からない。」としている。

さらに、前回の申立ての際に照会した同僚に改めて照会したが、保険料控除に関する具体的な供述は得られなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月ごろから 56 年 6 月ごろまで
私は、A社を辞めた後にB社に入社し、訪問販売をしていたのに申立期間に厚生年金保険の加入記録が無い。
当時の同社C支社の社員名簿と使用していた会社の名前が印刷されている私の名刺が見つかったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された手書きの「社員名簿」に申立人の名前があり、記載された 36 人のうちの 23 人に申立ての事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立ての事業所は既に解散しており、当時の関係資料も無いことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、申立人には、申立ての事業所での雇用保険の加入記録は無く、申立期間を含む昭和 54 年 5 月 11 日から 56 年 5 月 30 日までの期間について、A社での雇用保険加入記録がある上、申立ての事業所の「社員名簿」には 53 年 12 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が記載されていることから、申立人は少なくとも 53 年 12 月以前から申立ての事業所で勤務していたものと推測され、「社員名簿」に記載されている者のうち申立人が記憶する同僚を含む四人は、申立ての事業所で 54 年 4 月又は同年 5 月に被保険者資格を喪失した後に、申立人と同様、A社で 54 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得しており、商業登記簿によりA社と申立ての事業所の業務内容は類似していることが確認できる。

これらのことから、申立人は申立人が記憶する同僚を含む四人の同僚と同様に、申立ての事業所を退社後にA社で勤務したものとみられ、申立ての事業所における勤務期間は、53年6月から54年4月ごろまでと推認されるが、申立人は50年12月から54年7月までの期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立ての事業所で加入記録のある被保険者の一人は「当時、販売員の給料は、完全歩合制と固定給制の二種類あり、完全歩合制の者は厚生年金保険に加入せず、固定給の者は社員として保険料を控除されていた。」と供述しており、「社員名簿」の36人のうち申立人を含む13人には厚生年金保険の加入記録が無く、このうち特定できた二人は申立期間及び推認される申立人の勤務期間当時には、申立人と同様、国民年金に加入し保険料を納付しており、別の一人は国民年金及び厚生年金保険の加入記録が無い上、これら三人には申立ての事業所における雇用保険加入記録は無い。

加えて、申立ての事業所の事業所別被保険者名簿の昭和53年3月1日から54年6月1日までの期間の資格取得者の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も無い上、申立人は申立ての事業所での勤務期間についての記憶は定かでなく、厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかについても覚えていない。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月1日から26年6月1日まで
② 昭和30年4月1日から33年6月1日まで

申立期間①においては、中学校を卒業して昭和25年3月1日にA社に入社し、29年5月まで勤務したが、厚生年金保険の資格取得日は26年6月1日となっており、申立期間①が未加入となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②においては、高校を卒業して、昭和30年4月1日にB社に入社し、34年6月まで勤務したが、厚生年金保険の資格取得日は33年6月1日となっており、申立期間②が未加入となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、「申立人は自分と同期入社であり、昭和25年3月1日に入社した。」「申立人は自分が入社した昭和25年2月の翌月に入社した。」等の申立ての事業所における同僚の回答から、申立人は、申立期間①において、申立ての事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立ての事業所は昭和26年6月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、同僚からの聴取によっても、申立ての事業所が適用事業所になる前の申立期間において、従業員の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立ての事業所は既に適用事業所ではなくなっており、当時の取締役は既に死亡又は所在不明であり、当時の事情を聴取することができない。

このほか、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことが推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は自分と同時期の昭和 30 年 4 月 1 日に申立ての事業所に入社したとの同僚の回答から、申立人は、申立期間②において、申立ての事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた当時の同僚の一人は、申立ての事業所において厚生年金保険の加入記録が無い上、厚生年金保険被保険者名簿に記録のある者の中には、申立ての事業所に 1 年余り在職したと供述しているが、厚生年金保険の加入期間は 2 か月間であるなど、申立ての事業所は、必ずしも従業員全員について、一律に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立ての事業所は既に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、ほかの取締役も既に死亡又は所在不明であり、事情を聴取することができない。

このほか、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年7月19日から34年7月19日まで
私は、昭和33年7月19日にA社（後継事業所は、B社）に入社し、40年3月31日まで勤務していた。
しかし、昭和33年7月19日から34年7月18日までの厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、事業所名は不明となっているものの、申立人は、昭和33年7月19日に資格取得し、40年3月31日に離職しており、申立人が申立事業所において勤務していたとする期間（申立期間及びその後の厚生年金保険の被保険者期間を含む。）と一致（81か月）することから、申立人は、申立期間に申立事業所で勤務していたことが推認できる。

また、申立事業所において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある同僚17人に照会した結果8人から回答があり、このうち3人が厚生年金保険の加入時期について、「入社と同時だった。試用期間は無かった。」と回答している。

しかしながら、申立人は、申立事業所に入社した経緯について、「申立事業所の前に勤務していた事業所で一緒に勤務していた同僚の紹介により勤務した。」としているが、当該同僚の申立事業所における厚生年金保険の資格取得日は申立人の資格取得日より4か月以上遅い日付となっている。また、申立人は「私が入社した1か月後ぐらいに私の紹介で申立事業所に入社した者がいる。」としているが、この者の厚生年金保険の資格取得日は、申立人が記憶している入社日から10か月以上経過した日付となっている。これらのことから、事業主は、従業員を採用後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったこと

がうかがえる。

さらに、同僚照会の回答者8人のうち、1人は「申立事業所では、厚生年金保険の加入は、従業員の希望によっていた。」とし、他の1人は「勤務していた者はすべて正社員だったと思うが、厚生年金保険に加入していない者がいた。」と回答している。

加えて、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、B社は、「当時の賃金台帳等の資料も無く、当時の担当者もいないため、当時の状況は不明である。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月中旬から同年 9 月中旬まで

私は、A社で、産休職員の代替として、3か月間の勤務予定で昭和54年8月中旬ごろから勤務したが、あまりにも仕事量が多く、疲れ果てて約1か月間で自分から退職した。給与明細書の控除欄は、すべて記載があったにもかかわらず、勤務期間の厚生年金保険の加入記録が無いことについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録によると、申立人は昭和54年7月16日から同年7月31日までパート職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、その勤務期間は、申立人の主張する期間と異なる上、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の原票は確認できない。

また、申立事業所は申立人について、「非常勤職員で1か月を超えない期間の勤務であったために、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しており、オンライン記録によっても、申立事業所において厚生年金保険被保険者であった期間が1か月以内の者はいないことが確認できることから、申立事業所は勤務期間が1か月以内の者は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間及びその前後において厚生年金保険の加入記録がある6人に対して照会したところ、そのうち4人から回答があったが、いずれも申立人に関する記憶が無い上、申立期間において、申立人は国民年金に加入し国民年金保険料を納付している。

このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 5 月 25 日まで
私は、昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 5 月 25 日まで、A店で仕事をしてきた。支配人など同僚 6 人を覚えており、一緒に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶する支配人及び同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が申立事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立人が記憶する「A店」という名称では厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、申立事業所を経営していた事業所は、申立期間当時、適用事業所となっていたが、申立人が記憶する同僚 6 人のうち、当該事業所において厚生年金保険の加入記録があるのは支配人のみであり、他の 5 人は加入記録が無い。

また、申立人の記憶する支配人は、「申立人を覚えていないので、臨時雇用だったかどうかは分からないが、当時、入社当初は臨時雇用でアルバイト、パートとして採用し、3か月から半年くらい経過後に正社員に登用するかどうかを本社が決めていたように思う。厚生年金保険の加入手続も本社が行っていたので、自分は知らない。」と供述している上、申立事業所を経営していた事業所は、「申立期間当時、『A店』を経営していたが、当時の資料が無いため、申立人が申立事業所で勤務していたかどうかは不明。」と回答しており、申立人の申立期間に係る申立事業所での勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

さらに、申立事業所を経営していた事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も

見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。